

本 会 誌

表紙下欄

青がらにペンで書き

日本公法学会

公法研究

第七十五号

公法における人

国家による個人の把握と憲法理論	土井真一	1
国家による個人の把握と行政法理論	藤原静雄	23
公法における「人」の属性——憲法と「人の法」	石川健治	47
行政法と人の属性	小幡純子	66

国家による個人の把握

データベース社会におけるプライバシーと個人情報保護	山本龍彦	90
匿名性——《国家から把握されずにいる自由》の側面から	志田陽子	104
戸籍による国民の把握とその揺らぎ	齊藤笑美子	117
住所による個人の把握と人権保障	遠藤美奈	129
公的機関による外国人の把握	多賀谷一照	141
第一部会 討論要旨		154

人の属性と公法

住民	飯島淳子	166
公務員	下井康史	176
——この特殊な労働者に及ぶべき法的規律について		
消費者——消費者法は行政法理論の参照領域たりうるか	中川文久	188
障害者・生活困窮者——自立支援の対象と公法	前田雅子	204
性別——性別化と非性別化のポリティクス	中里見博	216
第二部会 討論要旨		228

公募論文

「修正一条制度論」について	横大道 聡	244
——アメリカ表現の自由論の一断面		
フランス行政法にみる「事実の法的性質決定」に対する裁判統制	服部麻理子	253
除染行政における裁量判断の枠組みとその法的統制	清水晶紀	264

学界展望

憲法	駒村圭吾／笹田栄司／安西文雄	275
行政法	角松生史／北村和生／山田洋	309

学会記事・他

有 斐 閣

2013



日本公法学会規約

第一章 総則

第一条 本会は日本公法学会 (Japan Public Law Association) と称する。

第二条 本会の事務所は、東京都文京区本郷七丁目三番東京大学法学部研究室に置く。

第二章 目的及び事業

第三条 本会は、公法（憲法・行政法・国法学及びこれらに関連する諸部門を含む）に関する研究及びその研究者相互の協力を促進し、かねて外国の学界との連絡を図ることを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 研究者の連絡及び協力促進
- 二 研究会及び講演会の開催
- 三 機関誌その他図書等の刊行
- 四 外国の学界との連絡及び協力
- 五 前各号のほか理事会において適当と認められた事業

第三章 会員

第五条 本会の会員となることができる者は、左の資格を有する者で、理事会の承認を得たものに限る。

- 一 日本学術会議の選挙人資格を有する者

二 公法学の發達に寄与し又は寄与し得べき者

第六条 会員となろうとする者は、前条に定める資格を有することを証する書面を添えて、理事会に申込まなければならない。

前項の書面は、会員二名以上の推薦をもつて、これに代えることができる。

第七条 会員は、理事会の定めるところに従

て、会費を納めなければならない。

第八条 会費を滞納した者は、理事会において、退会した者とみなすことができる。

第四章 機関

第九条 本会に左の役員を置く。

- 一 理事 若干名、内一名を理事長とする。
- 二 監事 若干名

第十条 理事及び監事は、総会において選任する。

理事長は、理事会において互選する。

第十一条 理事長、理事及び監事の任期は、三年とする。

補欠の理事長、理事及び監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

理事長、理事及び監事は、再任されること

ができる。

第十二条 理事長は、本会を代表する。

理事長が故障のある場合には、理事長の指名した他の理事が、その職務を代行する。

第十三条 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

理事は、常任理事若干名を互選し、これに常務の執行を委任することができる。

第十四条 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

第十五条 理事長は、毎年一回、会員の通常

総会を招集しなければならない。

理事長は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

総会員の五分の一以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

第十六条 総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。この場合には、これを出席とみなす。

第五章 規約の変更及び解散

第十七条 本規約は、総会員の三分の二以上の同意がなければ、これを変更することができない。

第十八条 本会は、総会員の三分の二以上の同意がなければ、解散することができない。

附則（略）

昭和五十一年改正附則（略）

《研究報告》

国家による個人の把握と憲法理論

土井真一